二　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

三　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

・個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

・個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

四　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

（一）国の機関

（二）地方公共団体

（三）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）

（四）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

（五）その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六か月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）第二条）。五千を超えるか否かは、外務省関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。）

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次の要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、五千の数に数えない。

① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

② 氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

③ 外務省関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

五　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、六か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

（一）本人又は第三者の生命、身体又は財産に危険が及ぶおそれがあるもの

（例）

・児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報

（二）違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・暴力団等の反社会的勢力情報

（三）国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（例）

・要人の行動予定情報、防衛機密情報

（四）犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

・犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

七　公表

第四の二（二）、第五の二及び四の規定（法第十八条第一項、第三項及び第四項）にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・自社ホームページのトップページから一回程度の操作で到達できる場所への掲載

・事業所の窓口等への書面の提示・備付け

・パンフレット等への記載・配布

八　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

第八の一（一）及び七の規定（法第二十四条第一項）にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載又は事業所等の窓口等へ掲載すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に確認される合理的かつ適切な方法による必要がある。

九　本人が容易に知り得る状態

第七の三及び四の規定（法第二十三条第二項、第三項、第四項第三号及び第五項）にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。一回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

十　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・口頭（面談、電話等）

・書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）

・使者